

生物多様性の保全対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立ちません。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われていますが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えません。

このような状況を受けて、１９９３年に生物の多様性に関する条約が発効し、昨年１２月には、生物多様性条約第１５回締約国会議（ＣＯＰ１５）が開催され、２０３０年までに生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブという新たな世界目標が採択されました。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、２０３０年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が不可欠であります。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めようとしています。その主体は地域であり地方公共団体であると考えます。

よって、国におかれましては、２０３０年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性の保全に関わる予算を確保し社会全体の認識を高めていくこと、２０３０年までに陸と海の３０％を保全する３０ｂｙ３０の目標達成に向けた地方公共団体への支援の強化を進めること、子供たちが自然に触れ合う機会を創出するための環境教育の推進や資源循環政策との相乗効果の創出を目指し、地方公共団体や地域のＮＰＯ等への支援を強化することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年６月２３日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

環境大臣